

郵便貯金銀行に係る政令事項説明資料  
＜郵政民営化法第 124 条関係＞

平成 23 年 6 月 20 日  
金融庁・総務省  
内閣官房副長官補室

## 郵政民営化法施行令の改正

1 郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）の業務範囲については、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「民営化法」という。）の規定により、民営化当初は、旧日本郵政公社の業務範囲と同様のものとなるよう民営化法及びその政省令により制限し、主務大臣の認可により段階的に拡大する仕組みとなっている。

銀行・保険会社の業務で、銀行法・保険業法以外の法律に「銀行（保険会社）は、他の法律の規定にかかわらず業務を営むことができる」とする旨の規定が置かれている業務については、金融二社においては、民営化法の業務範囲制限が適用されるようにすることとし、その対象となる法律を民営化法（第 124 条、152 条）に規定している（郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号。以下「施行令」という。）第 4 条、第 10 条にその詳細を委任）。

2 今通常国会において新規制定された高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号。以下「改正法」という）の施行に伴い、郵政民営化法施行令第 4 条について、以下の改正を行う必要が生じることになる。

### 【改正の概要】

改正法において、高齢者の居住の安定確保に関する法律における高齢者居住支援センターの指定制度について規定する条文が削除されることとなったが、当該条文を郵政民営化法施行令第 4 条において引用しているため、改正が必要となる。

(参考)

- 郵政民営化法第 124 条第 2 項及び第 152 条第 2 項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。(郵政民営化法第 123 条、第 151 条)

参 考

○郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 削除</p> <p>二十三～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第二項</p> <p>二十三～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(参照条文)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第二百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

- 一 第七号第一号、同号イ、第十号第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第十号第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第十一号第八項、第十二号第一項、第十六号第三項又は第二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(当せん金付証券法等の適用関係)

第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

- 一 当せん金付証券法（昭和三十二年法律第百四十四号）第六条第二項
  - 二 預金保険法第三十五条第二項
  - 三 沖縄振興開発金融公庫法（昭和三十七年法律第三十一号）第二十条第二項
  - 四 保険業法第二百七十五条第二項
  - 五 確定拠出年金法第八十八条第二項
  - 六 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十四条第二項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）
- 2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

(当せん金付証券法等の適用関係)

第二百五十二条 郵便保険会社についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

- 一 当せん金付証券法第六条第二項
- 二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百二十八条第六項

三 沖縄振興開発金融公庫法第二十条第二項

四 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便保険会社についての保険会社が営むことができる業務に関する確定拠出年金法第六十一条第二項及び第八十八条第二項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。